

「施策」総括表

施策展開	3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	
施策	駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組	実施計画掲載頁	347頁
対応する 主な課題	<p>○県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。</p> <p>○また、跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。</p> <p>○平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、国及び関係市町村との密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう有効かつ適切な利用に取り組む。</p> <p>(補足) 返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない状況であり、跡地開発では必要な公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延に繋がることから、返還前の早い段階から公有地を確保する必要がある。</p> <p>返還が予定されている駐留軍用地跡地の利用にあたっては、各跡地の利用計画を総合的にマネージメントし、効率的に整備することが重要であり、各跡地の特性を活かしつつ、広域的な観点から役割を連携・分担した跡地利用の方向性を示し沖縄全体の発展につなげる必要がある。</p>		
関係部等	企画部、土木建築部、教育庁		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
No.	主な取組	決算見込額	推進状況 活動概要
1	跡地利用を推進するための公有地の拡大 (企画部企画調整課)	611,550	<p style="text-align: center;">順調</p> <p>○地権者や不動産取引に関わる事業者に対し、土地先行取得制度の周知を図り、普天間飛行場における将来の道路用地として、約0.9haの土地取得を行った。(1)</p> <p>○普天間飛行場内への立ち入り手続きの見直しの影響により、立ち入り許可がおりず、平成28年度内の調査実施を断念したため、大幅遅れとなったが、既に返還された西普天間住宅地区の確認調査、試掘調査を実施した。(2)</p>
2	基地内埋蔵文化財分布調査 (教育庁文化財課)	1,724	<p style="text-align: center;">大幅遅れ</p> <p>○跡地利用計画策定に向け、有識者会議において、配置方針図の更新に向けた検討や、周辺市街地の改善と連携した跡地利用の検討を行い、さらに返還予定地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査については、環境補足協定よりもさらに早い段階の着手等について、国に対し要望を行った。</p>
3	普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の促進を図るための、跡地利用計画の策定に向けた調査 ・大規模駐留軍用地跡地利用推進費 ・駐留軍用地跡地利転用促進事業費 (企画部企画調整課)	42,474	<p style="text-align: center;">順調</p> <p>また、跡地利用についてわかりやすくイメージできるプロモーションビデオ(南側エリア)の制作や、跡地利用に係るホームページコンテンツの整備などにより、県民、地権者等への情報発信を強化し、県民全体の跡地利用への機運醸成を図った。(3)</p>
4	ギンバル訓練場跡地における海岸環境整備事業 (土木建築部海岸防災課)	3,875	<p style="text-align: center;">順調</p> <p>○金武町の金武湾港海岸ギンバル地区(L=800m)において、海岸整備の実施設計を行った。(4)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
普天間飛行場内の土地取得実績	約3.2ha (26年)	約2.0ha (27年)	約0.9ha (28年)	↘	—
普天間飛行場跡地利用計画策定等に向けた調査	4件 (26年)	4件 (27年)	3件 (28年)	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

- ・地権者や不動産取引に関わる事業者に対し、引き続き、土地先行取得制度の周知を図り、土地買取りの申出等の促進を図る必要がある。
- ・普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けては、行程計画に基づく取組を着実に推進する必要がある、計画内容の具体化を図るため、引き続き文化財や自然環境等の調査等の実施や、国、県関係部局及び宜野湾市との連携が重要となる。
- ・また、跡地利用計画は、周辺地域の開発の動向や、広域的かつ長期的な観点からの土地利用や交通計画を踏まえて検討し、県土構造の再編につなげる必要がある。
- ・嘉手納以南の統合計画により、普天間飛行場の他「西普天間住宅地区」等、返還に伴う跡地利用計画を円滑化に推進するため迅速な調査が必要である。しかし、基地以外の緊急の開発対応調査もあり、県及び当該市町村の埋蔵文化財専門職員数が不足しているため、返還計画に伴う文化財調査に対応できない。

IV 外部環境の分析 (Check)

- ・平成28年12月に制定された宜野湾市条例(200㎡未満の土地を民間に売却しようとする場合においても、市窓口へ届出を義務化)について、地権者及び不動産取引に関わる事業者に対し、周知を図る必要がある。
- ・平成27年9月に締結された日米地位協定に係る環境補足協定では、返還前の立入調査が可能な期間は、返還日の150労働日を超えない範囲とされているが、自然環境調査及び埋蔵文化財調査はできるだけ早い段階から着手する必要があることなど、十分な内容とはいえない部分がある。
- ・基地内文化財分布調査では、近年、米軍側の立入許可の遅れに伴い、調査期間の短縮を余儀なくされ、計画通りに進められない状況である。
- ・ギンバル訓練場跡地における海岸環境整備事業について、自然豊かな海岸を有する地域においては、事業を実施する海岸でそれぞれ異なる特性を持った環境及び周辺に生息する生物へ配慮した計画策定が必要であり、さらに地域のニーズに合った海岸整備が求められる。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・跡地利用を推進するための公有地の拡大に向けた取組として、地権者や不動産取引に関わる事業者に対し、引き続き、土地取得制度の周知を図るとともに、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた取組との連携により、申出等の促進を図る。また宜野湾市条例についても、地権者及び不動産取引に関わる事業者に対し、分かりやすいチラシ等により周知を図り、小規模の土地についても買取りを進めていく。
- ・広域的土地利用や交通計画を所管する関係機関と連携し、跡地利用計画策定につながる配置方針図の更新に向けて取り組みを進める。また跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ及びホームページの更新等、県民、地権者等へ情報発信することにより、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図る。
- ・返還予定地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査については、環境補足協定よりもさらに早い段階の着手等について、国に対し求めていく。
- ・基地内文化財分布調査では、調査体制強化の必要性については、文化庁の指導・協力の下、国と県が連携して、市町村に対して体制強化の指導・助言を継続して行い、同時に県も体制強化できるよう継続して努める。
- ・基地を抱える市町村や関係部局と情報交換を兼ねた調整を密に実施する等、情報の共有及び連携強化に努め、返還前から文化財調査に係る基地内立入許可の手続きについては、沖縄防衛局と調整を行い、埋蔵文化財調査への影響の軽減を図る。
- ・ギンバル訓練場跡地における海岸環境整備事業においては、自然豊かな海岸を有する地域で事業を実施する際の事前環境調査や関係者との調整結果を踏まえ、必要とされる対策を実施する。

